	以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） C　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とする。） 算式Ⅲ C＝c／0.121 算式Ⅲの符号 c　令和3年1月1日現在における年少者人口比率（当該都道府県の住民基本台帳登載人口のうち15歳未満の者の数を当該都道府県の住民基本台帳登載人口で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。） D　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とする。） 算式Ⅳ D＝334／d 算式Ⅳの符号 d　当該都道府県の人口密度
市町村	算式 (0.25×A＋0.25×B＋0.25×C＋0.25×D)×α×1.06900 0.25×A、0.25×B、0.25×C及び0.25×Dに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とする。） 算式Ⅰ A＝6,918,188／a 算式Ⅰの符号 a　一人当たり各産業の売上高（農林業センサス規則によつて公表された令和2年2月1日現在における農産物販売規模別経営体数（個人経営体）を用いて算出した農業産出額（農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち50万円未満の数に25万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち50万円以上100万円未満の数に75万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち100万円以上300万円未満の数に200万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち300万円以